

研究ノート

元佐渡鉱山労務係・杉本奏二の書簡を検証する

長谷 亮介（麗澤大学国際問題研究センター客員准教授）

1、杉本奏二書簡とは何か

新潟県佐渡市の佐渡金山が世界遺産に登録されて1年以上が経過するが、未だに韓国と日本の一部の人々が、佐渡金山は朝鮮人を強制労働させた現場であったと主張している。このような主張を行っている代表的な団体は、韓国の民族問題研究所（以後、民間研）や日本の強制動員真相究明ネットワーク（以後、究明ネット）などが挙げられる。彼らが強制労働あるいは強制連行の証拠として提示する資料が、佐渡鉱山の元労務係である杉本奏二が記した書簡（1974年7月25日）である。

同書簡について簡潔に解説すると、佐渡研究の第一人者である本間寅雄（ペンネーム磯部欣三）へ宛てた手紙であり、内容は戦時中の朝鮮人労働者に関する事柄である。おそらく、本間から朝鮮人戦時労働者についての質問があり、それに対して杉本が書簡で回答したものと思われる。本間は杉本の書簡を、1995年発行の『佐渡相川の歴史 通史編 近・現代』（相川町史編纂委員会編）で紹介しており、①1939年2月が最初の朝鮮人募集で、一村落20人の割り当てで約40人の応募が殺到したこと、②佐渡鉱山が朝鮮人募集を開始した理由は、日本人労働者に珪肺を病むものが多く、若者も軍隊にとられるため出鉱成績が芳しくなかったこと、③1945年3月の最終募集までに1200人の朝鮮人労働者が来たことなどを記載した^{註1}。

民間研や究明ネットは②に着目し、朝鮮人は日本人の代わりに悪辣な労働環境で働かされて、戦後には珪肺症に苦しんだと主張している。しかし、この点に関しては既に筆者が反論をしている。詳細は『歴史認識問題研究』第11号、第12号で記しているが、簡潔に言うと、珪肺の初期症状（Ⅰ期）に罹るまでには最短でも労働してから4年11か月であり、平均年月は6年4か月である。戦後の韓国元労働者の証言には、佐渡での労働期間が2年から3年であるにもかかわらず、末期症状である珪肺Ⅲ期に罹ったという内容が多く確認できる。しかし、珪肺Ⅲ期は最速でも6年7か月、平均で10年1か月働いて罹患するのであり、証言の検証が必要である^{註2}。

歴史学の観点で見ると、杉本書簡は二次史料であり、十分な検証が必要である。例えば、杉本は1939年2月が最初の募集と記しているが、一次史料である「半島労務管理ニ就テ」（1943年に佐渡鉱業所作成）によると、1940年2月が最初の募集であった。また、杉本は1200人が朝鮮人労働者の総数としているが、元佐渡鉱山採鉱課長の平井栄一が1950年にまとめた『佐渡鉱山史 其ノ二』では、1519人と明記されている。平井の本は一次史料なので、現在では1519人が佐渡へ移入した朝鮮人戦時労働者の総数とされてい

る。こうした点を踏まえると、杉本書簡は資料としての不完全性を否定できない。

さらに、杉本書簡は一部が欠落していた。佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集編集委員会編『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集』（神戸学生青年センター、2024年）によると、欠落している部分は最初の2枚と途中の4枚であると説明されている^{註3}。しかし、2025年5月19日に『強制動員真相究明ネットワークニュース』No.26が公開され、荒井眞理（佐渡市議会議員）の「江戸時代の天領佐渡はいまだ続いているのか」にて、欠落していた4枚分が発見されたと報告した。

今年2月上旬に元「つなぐ会」の金山教勇さんのお宅を整理していたところ、1974年7月25日に杉本奏二（元佐渡鉱山労務係外勤）が朝鮮半島に募集に出かけた記憶を綴った書簡のコピーが出てきました。これまで林道夫さん保管のコピーに欠落していた4頁分が揃いました。

金山さん保管のコピーは佐渡で保管し、PDF化してあります。どなたかが文字起こしをしたという報告は聞いておりません。

（『強制動員真相究明ネットワークニュース』No.26、12頁）

杉本書簡は公開こそされていないが、先ほど紹介した『佐渡鉱山・朝鮮人強制連行資料集』に書簡内容を文字起こししており、誰でも見ることができる。究明ネットはその後、発見された杉本書簡の内容に関して続報を出していないため、何が記されているか判然としない。

本稿では、『佐渡鉱山・朝鮮人強制連行資料集』に記されている杉本奏二書簡の内容を整理し、最新の研究成果と照合しつつ、全体的な考察を行っていきたい。

2、杉本書簡の内容

神戸学生青年センター発行の『佐渡鉱山・朝鮮人強制連行資料集』を見ると、杉本奏二の書簡には項目別に番号が振られており、整理すると次のようになる。

1. 不明（書簡欠落）
2. 不明（書簡欠落）
3. 朝鮮国内の状況
4. 募集手続及方法
5. 募集開始
6. 募集状況
7. 募集地域
8. 稼働奨励方針並に稼働状況
9. 当時鉱山の状況
10. 募集に関係した事で一番困った事
11. 不明（書簡欠落）
12. 半島労ム者間の信義

このうち、荒井眞理市議会議員が指摘した欠落部分は(1)、(2)、(11)のいずれかを指すと思われる。『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集』では、究明ネットの竹内康人が杉本書簡に関して解説しているが、同書簡が朝鮮人の強制連行と強制労働の証拠である理由を次のように説明している。①募集の方法は朝鮮の面(村)の係、警察方面への「外交」を行い、官庁斡旋により郡庁の労務係が面事務所の労務係を督促して人員を集め、警察が思想などの身元調査を行い渡航させた。このように、募集は政府の動員計画によるものであり、自由な労働契約ではなく、朝鮮人を駆り集めたので強制連行にあたる。②佐渡では稼働の悪い朝鮮人を労務課に連れてきて、殴る蹴るの暴行を加えていた。③弾圧による稼働と食事に対する不備により、朝鮮人が集団で逃亡した。④杉本自身も書簡で「強制労働」であったことを認めており、労務期間延長の強制により、自由を求めて逃亡が起きていた。以上の4点に要約できる^{註4}。

3、杉本書簡の検証(募集と逃亡)

まず、竹内が指摘した①、③については筆者が既に反論している。簡潔に説明すると、①については、確かに募集は日本政府の動員計画であるが、自主的に日本行きを希望する朝鮮人が多かったので、強制連行とは言えない。事実、杉本書簡では「一部落20名の割当に対し約40名の応募がありました」と明記している。同様の案件として、三菱の直島精錬所の石堂忠右衛門の日誌^{註5}や北海道の茂尻鉱業所で開催された座談会^{註6}でも、一つの村に200人以上の応募者が押し寄せて、選別するのも大変であったことが記されている。したがって、杉本のこの記述は信頼できる。また、面や警察への「外交」は、真面目な者を一人でも多く紹介してほしいという鉱業所側の依頼である可能性が高く、石堂日誌の1940年11月28日の記述や先ほどの茂尻鉱業所座談会でも記述されている。少なくとも、杉本書簡から強制的に朝鮮人を「駆り集めた」という点は立証できない。

③に関しては、朝鮮人の逃亡は暴力的な労務管理から逃れるためではなく、給料の良い他の職場へ転職するための手段として用いられていた。この点は『特高月報』でも指摘されており、何より、杉本書簡でもそのような暗示がある。杉本は募集に応じる朝鮮人の中には、日本へ行って先輩や友人を頼って自由に暮らしたいと考える者がおり、そういった者は下関や大阪などで逃亡していた、と指摘している。募集に応じれば、日本までの渡航費は全て日本企業が持ち、道中では弁当やおやつまで無償で提供されるので、募集が悪用されるケースが多かったのである。また、食事の不備とは空腹を指すと思われるが、これは朝鮮人だけでなく、日本人も当時は腹を空かせていた。ただし、杉本書簡では「腹を満たして居た」という記述が存在する。

該当部分は杉本書簡(10)の「募集に関係した事で一番困った事」に記されている。ここでは、朝鮮人の中には巧妙に金儲けに従事する者が大勢おり、「乳児を持つものは乳児用砂糖、その他地下足袋、カンテラ、その他配給のあらゆるものを持ち出す一方、内地人よりもはるかに多い金を出し物資を集めて居り、結局寮生の腹を満たして居たのです」^{註7}と書いてある。

書簡の内容を読む限り、家族持ちの朝鮮人(山の神社宅)たちが朝鮮人寮生(独身)に物資を販売していたと考えられる。重要なことは、内地人(日本人)よりも「はるかに多

い金」を所持していた朝鮮人が存在していたことである。この点を踏まえれば、従来の朝鮮人低賃金説は成り立たないことになる。朝鮮人の中には資金力にものを言わせて物資を集める者がおり、それが朝鮮人寮生の腹を満たしていたという点は十分に留意すべきである。

4、杉本書簡の検証（職場での暴力について）

では、②の佐渡の職場における朝鮮人への暴力を検証していきたい。杉本書簡には（8）の「稼働奨励方針並に稼働状況」にて、朝鮮人労働者に対して暴力を振るっていたことを示す箇所がある。「稼働の悪い連中に弾圧の政策を取り、勤労課に連れ来りなぐるける、はたでは見て居れない暴力でした」^{註8}という記述であるが、書簡の前後を読むと印象が変わってくる。

杉本は朝鮮半島から募集してきた労働者の中には、酒に酔っ払って賭博をして勝てば大儘（だいじん富豪）気取りで仕事を休み、負ければ自棄になって仕事を休む者がいて、稼働率が芳しくなかったことを先に述べている。無論、真面目に働く朝鮮人も存在しており、そのような者たちは働くほど稼働することが面白くなって日本人より働き、故郷にも送金していたことも紹介している。

鉱業所側が問題視したのは、酒と賭博で真面目に働かない労働者であり、賭博と密造酒の取り締まりを強化した。その状況下になっても不真面目な（稼働の悪い）労働者に対して、怒りのあまり暴力に発展した事件が起こったのかもしれない。ただし、注意したいのは佐渡鉱業所の日本人労務係全員が、日常的に暴力を振るった証拠はない、という点だ。杉本自身も書簡の中で、「私は之れにつき常に反対の立場を取り、賭博密造等については訓戒を主として来ました。賭博も密造も大目に見て非常時意識を持つ様に微細に亘り論しました」^{註9}と語っている。ここから、杉本のように暴力を振るわずに、訓戒だけで済ませる労務係もいたことがわかる。

本号の『歴史認識問題研究』には、李宇衍（落星台経済研究所研究員）による、元佐渡鉱山労働者147人の証言調査の研究論文が収録されている。この中には、佐渡で受けた暴力行為に関する回答も存在しており、李が整理したところ、147人中13人が証言していた。13人のうち、「殴打」などによって「人間以下の扱いを受けた」という証言が7人、「殴打などはなかった」、「日本人の苛酷な行為による死亡者や身体的な被害者はいなかった」と証言した者は6人であった。

もし、佐渡で日常的に暴行が行われていたら、13人よりも多くの人数が証言するであろう。さらに、その13人のうち約半数は日本人からの暴力はなかったと言っている。こうした点を考慮すると、朝鮮人に暴力を振るった日本人が存在したとしても、それは一部に過ぎなかったと言えよう。

むしろ、147人の証言調査では「頻繁に朝鮮に手紙を送り、時には小包でミカンを送ることもあった」こと、「私（労働者の遺族）に運動靴を2回送ってきた。帰還した時、背広とコートを着て帰ってきた」ことなど、平和な内容が記されている。戦時中に佐渡で暮らしていた遺族の中には、終戦で朝鮮半島に帰るときに、日本人たちが「元気で帰れよ」と手を振ってくれたことから、親切的なイメージが記憶されているとまで話している。筆者が

考えるに、佐渡における日本人と朝鮮人の日常とは、このような共生の暮らしだったのでないだろうか。

5、杉本書簡の検証（契約更新について）

最後に④の契約更新の強制についてだが、杉本は(12)の「半島労ム者間の信義」にて、「彼等にすれば強制労働をしいられ、一年の募集が数年に延期され、半ば自暴自棄になって居た事は疑う余地のない事実だと思ひます」^{註10}と記している。しかし、この点に関しては大きな矛盾がある。

まず、「強制労働」の具体的な内容が書簡に描写されていない。杉本は1年間の労働契約が延期されたことを説明しているが、1943年に佐渡鉱業所が作成した「半島労務者管理ニ就テ」では、1940年2月（1回目の募集）から同年12月（3回目の募集）までは3年間の労働契約、1941年6月（4回目の募集）以降は2年間の労働契約であったことが記されている^{註11}。佐渡鉱業所が1年間の労働期間だと朝鮮人に嘘をついた可能性もあるが、戦後の証言からそのような内容は確認できない。

労働契約に関しては、李気容が1941年10月頃の動員で3年間の契約だったこと、姜喜泰と金鍊昌が1942年の動員の際に2年契約だったことを話している^{註12}。李気容の証言は「半島労務管理ニ就テ」の内容と異なるが、姜喜泰と金鍊昌は合致している。いずれにせよ、1年間の労働契約を結んだと証言した者は現在のところ確認できない。以上のことから、「一年の募集」は杉本の記憶違いである可能性が高い。

また、契約更新によって朝鮮人労働者が「半ば自暴自棄になって居た」という箇所にも疑問がある。杉本の書簡を読むと、朝鮮半島へ帰れなくなった失望の結果として自暴自棄になったと解釈できる。しかし、佐渡鉱業所が作成した朝鮮人煙草配給台帳という一次史料には、終戦前の1945年に契約満期によって帰郷した朝鮮人の名簿が6枚確認できる。現存する煙草配給台帳は1945年の文書のみであるので、それ以前にも契約期間満了で帰郷できた朝鮮人がいた可能性も残っている。

さらに、契約を更新しても希望者は1か月間の一時的な帰郷も許されていた。「半島労務管理ニ就テ」では、1943年5月時点で一時帰郷をした者は72人であったことも明記されている。このことからでもわかるように、一時的であっても帰郷できた朝鮮人は存在したのであり、仮に「自暴自棄」になった朝鮮人が存在したとしても、全体から見れば一部であったと思われる。補足として、佐渡鉱業所は契約更新を行った朝鮮人には奨励金を渡していたことも指摘しておきたい。金額に関して記載はないが、北海道の炭鉱を参照すると、1年間の契約更新で100円ほどの金額が与えられていた。佐渡鉱業所としては、この奨励金によって継続就労の奨励に相当の効果があると認識していた^{註13}。契約満了で帰郷できた者たちがいることと、契約更新で見返りの金銭を労働者に支払っていたという点を踏まえて、「強制労働」という表現は適切ではない。

6、結びに代えて

以上、元佐渡鉱山労務係の杉本奏二が記した書簡を考察したが、結論として、強制連

行や強制労働を証明できる資料ではないとすることができる。むしろ、書簡内容を検証すれば、それらを否定しているとわかる。

本稿を執筆するにあたり、李宇衍氏の論文が大変参考になった。佐渡における暴力に関する質問に回答した証言者の人数が圧倒的に少数であり、その中の半数が暴力を受けたことがない（聞いたことがない）と答えていたという事実には、筆者も驚いた。民間研究や究明ネットは、日本人から暴力を受けたという証言のみを紹介し、佐渡では朝鮮人に対する暴行が日常的に起こっていたかのように説明していた。しかし、その主張は今回の李宇衍論文によって完全に否定された、と言ってよい。

註

- 1 相川町史編纂委員会編『佐渡相川の歴史 通史編 近・現代』、1995年、p.680
- 2 佐渡金山における珪肺罹患年数に関しては、以下の表のとおりである。

職種	発症するまでの期間	珪肺Ⅰ期	珪肺Ⅱ期	珪肺Ⅲ期
削岩	稼働期間最短	4年11ヶ月	6年7ヶ月	6年7ヶ月
	稼働期間平均	6年4ヶ月	8年7ヶ月	10年1ヶ月
	入坑後経過年数最短	5年3ヶ月	6年11ヶ月	10年3ヶ月
	入坑後経過年数平均	7年3ヶ月	10年3ヶ月	13年2ヶ月

齊藤謙「珪肺症の研究知見補遺」（『北越医学会雑誌 第59年第6号』、1944年）による珪肺発症までにかかる年数（論文を参考に長谷が表を作成）

- 3 佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集編集委員会編『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集』神戸学生青年センター、2024年、p.104、106
- 4 同上、p.11
- 5 林えいだい編『戦時下外国人強制連行関係史料集Ⅳ 上巻』（1991年）に収録されている。該当の日誌は1941年2月21日であり、この他にも、替え玉という不正行為をしてまで日本行きを狙った朝鮮人がいた（1941年2月28日）ことも記述している。
- 6 北海道立労働科学研究所編『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』（1958年）の17頁にて、太田文雄（労務課総務係長）が話している。
- 7 前掲『佐渡鉱山・朝鮮人強制労働資料集』、p.106
- 8 同上、p.105
- 9 同上、p.105
- 10 同上、p.106
- 11 長澤秀編『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集Ⅱ』緑蔭書房、1992年、p.155
- 12 強制動員真相究明ネットワーク・民族問題研究所編『日韓市民共同調査報告書 佐渡鉱山・朝鮮人強制労働』、2022年、p.49・p.59・p.61
- 13 前掲『戦時下朝鮮人中国人連合軍俘虜強制連行資料集Ⅱ』、p.154